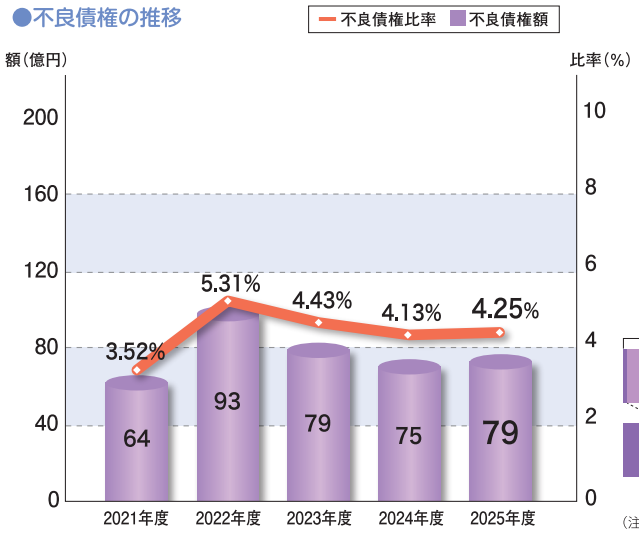
不良債権の状況

ちゅうしんは、お客さまの経営課題解決や経営再建等に積極的に取組んでいます。

●不良債権の推移



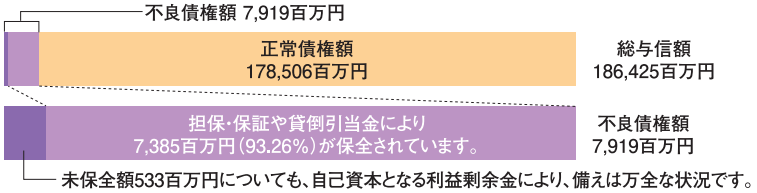
ちゅうしんは、経営状態が厳しくなったお取引先のうち、事業の維持や継続に向けて取組まれる先には、経営改善策のご相談やご融資条件の変更など、経営課題の解決や経営再建等のご支援を積極的に行っています。

不良債権には、こうしたご支援中の債権も含まれています。

不良債権に対する備えは万全です。

不良債権は、そのまま損失につながるものではありません。

不良債権については担保や保証、貸倒引当金等により9割以上が保全されており、さらに自己資本のうち利益剰余金が141億円ありますので、不良債権に対する備えは万全な状況にあります。



(注)不良債権比率については、小数点第3位以下を四捨五入により表示しております。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の状況

(単位:百万円)

区　分		開示残高(A)	保全額(B)	担保・保証等による回収見込額(C)	貸倒引当金(D)	保全率(%)(B)/(A)	引当率(%)(D)/(A-C)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	2024年度	1,068	1,068	545	522	100.00%	100.00%
	2025年度	1,186	1,186	806	379	100.00%	100.00%
危険債権	2024年度	6,199	5,887	5,680	207	94.97%	40.00%
	2025年度	6,281	5,923	5,684	238	94.30%	40.00%
要管理債権	2024年度	318	188	159	28	58.95%	17.71%
	2025年度	451	276	253	22	61.17%	11.41%
三月以上延滞債権	2024年度	－	－	－	－	－	－
	2025年度	－	－	－	－	－	－
貸出条件緩和債権	2024年度	318	188	159	28	58.95%	17.71%
	2025年度	451	276	253	22	61.17%	11.41%
金融再生法上の不良債権　合計(E)	2024年度	7,587	7,144	6,385	758	94.17%	63.16%
	2025年度	7,919	7,385	6,744	640	93.26%	54.56%
正常債権	2024年度	176,095					
	2025年度	178,506					
総与信(F)	2024年度	183,682					
	2025年度	186,425					
総与信に占める割合(%)(E/F)	2024年度	4.13%					
	2025年度	4.25%					

(注)1.「担保・保証等による回収見込額」(C)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
2.「貸倒引当金」(D)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
3.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

●資産査定について

当金庫では、貸出金の厳格な自己査定(ご融資先の財務状況などから返済能力を判定(債務者区分)し、各々の債権の回収または価値の毀損の危険性の度合いに応じ分類・区分すること)を実施し、必要な保全措置を講ずるなど適正な処理を行っています。

自己査定		金融再生法開示債権	
破綻先	法的・形式的に経営破綻の事実が発生している先	破産更生債権及びこれらに準ずる債権	破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権
実質破綻先	実質的に経営破綻の状況に陥っている先		
破綻懸念先	事業は継続しているものの、今後、経営破綻に陥る可能性がある先	危険債権	債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権
要注意先	業況が低調ないし不安定な先、または財務内容に問題があるなど今後の管理に注意を要する先	要管理債権	信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額
		三月以上延滞債権	元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金
		貸出条件緩和債権	債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金
正常先	業況が良好であり、かつ、財務内容にも問題がない先	正常債権	債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権

自己資本の充実の状況

ちゅうしんの自己資本比率は国内基準で定められた4%を大幅に超える高い水準にあります。

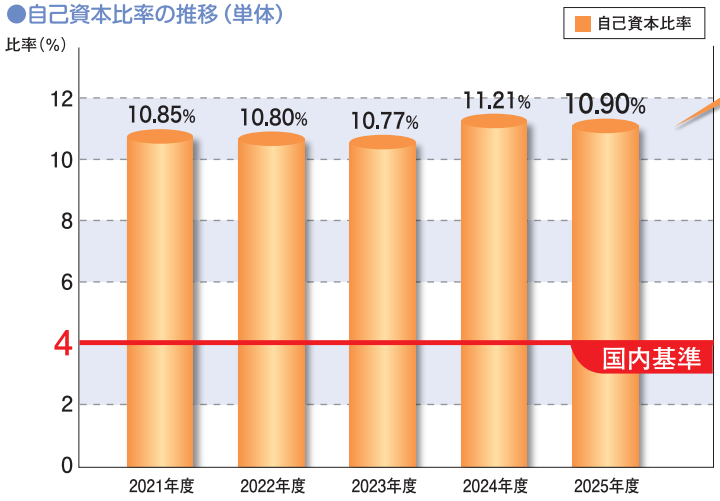
自己資本比率の概要

金融機関の「安全性」や「健全性」を示す重要な経営指標に、自己資本比率があります。

ちゅうしんは、協同組織金融機関として適正な収益確保による利益剰余金の積上げや資産内容の良化に取組み、自己資本比率は高い水準を維持しています。

また、経営体力の目安の一つである自己資本額も安定して増加しています。

●自己資本比率の推移（単体）



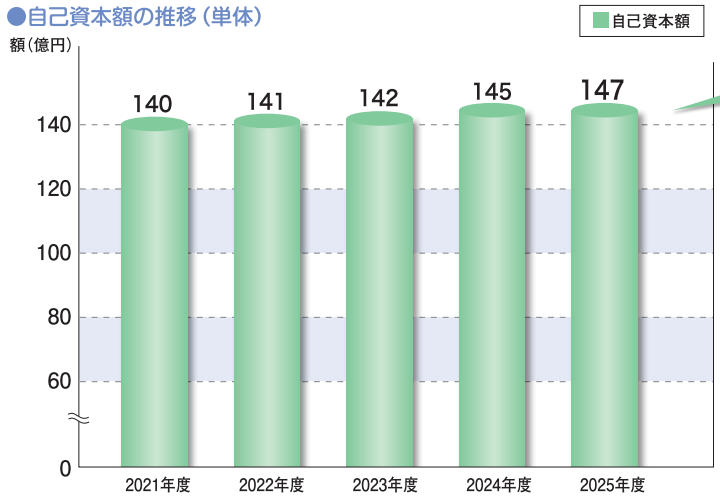
基準を大幅に超える高い水準です。

●自己資本比率及び所要自己資本額の状況　（単位:百万円）

	2025年度
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	14,790
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	43
自己資本の額（（イ）ー（ロ））（ハ）	14,746
信用リスク・アセットの額の合計額	128,481
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	6,705
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	135,187
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	10.90%
信用リスクに対する所要自己資本額	5,139
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額	268
単体総所要自己資本額	5,407

（注）1.所要自己資本額は、各項目の「リスク・アセット額」に4%を乗じて算出しております。
2.2024年度より、新たな自己資本比率規制（バーゼルⅢ最終化）に基づき自己資本比率の算出を行っております。

●自己資本額の推移（単体）



自己資本額も安定して増加しています。



自己資本比率（10.90%）＝ 自己資本額 14,746百万円 ／ 信用リスク・アセット（128,481百万円）＋オペレーショナル・リスク相当額÷8%（6,705百万円）

自己資本額：出資金、利益準備金、諸積立金等と貸倒引当金等の一部を加えたものです。

リスク・アセット：貸出金、有価証券などの資産にリスク・ウェイト（リスクに応じた掛目）を乗じて算出した資産の合計額です。

（注）自己資本比率の算出は円単位で計算しています。

●自己資本比率について

自己資本比率とは、総資産（リスク・アセット）に対する自己資本の割合のことで、金融機関の経営の健全性・安全性を示す代表的な指標です。

自己資本は普通出資に係る会員勘定の額（出資金、利益剰余金）と自己資本に算入可能な引当金の額（一般貸倒引当金）で構成され、総資産（リスク・アセット）は、貸出金や有価証券などの資産金額にリスク・ウェイト（資産ごとの信用リスクの度合いに応じて定められた掛け目）を乗じて算出された額とオペレーショナル・リスク相当額を8%で割って得た額の合計です。

この自己資本比率の水準により金融機関の経営を規制する制度が早期是正措置制度で、海外で営業している金融機関は国際統一基準で8%、国内のみの営業をしている信用金庫等の金融機関は国内基準で4%以上が必要とされています。これらの基準に満たない場合は水準に応じて業務改善や業務停止命令等の早期是正措置が発動されます。